

福岡大学学科履修規程(含む年次別授業科目表)

(学科履修規程 第4条 別表)

第1章 総 則

第1条 卒業資格を得るための履修は、学則第31条から第34条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

第2章 科目の履修

第2条 (抜粋)

令和2年度入学生(20台)

5 商学部第二部(商学科)の学生は、次の単位を修得しなければならない。(学則第34条参照)

(1)共通教育科目	総合教養科目	{ 人文科学 社会科学 自然科学 総合系列科目 学修基盤科目 }	計20単位以上	} 総計124単位以上		
			外国語科目	{ 第1外国語..... 第2外国語..... }		8単位以上
						4単位以上
			保健体育科目.....	3単位以上			
単位互換科目							
(2)専門教育科目	{ 選択必修科目..... 選 択 科 目..... }	6単位以上	} 計60単位以上			
		54単位以上				
(3)自由履修単位	{ 共通教育科目 専門教育科目 関連教育科目 }	計29単位以上				

- (注) 1. 選択必修科目を6単位以上修得した場合、6単位を超えた単位については選択科目に振り替えることができる。
2. 関連教育科目については、8単位を限度として、専門教育科目の選択科目に振り替えることができる。
3. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
4. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
5. 単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

令和2年度入学生(20台)

商学部第二部 商学科

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学A	2	宗教学B	2
		日本史A	2	日本史B	2	[東洋史A]	2	[東洋史B]	2
		西洋史A	2	西洋史B	2	日本文学A	2	日本文学B	2
	社会科学	アジアの文学A	2	アジアの文学B	2	[西洋文学A]	2	[西洋文学B]	2
		人文地理学	2	芸術A	2	芸術B	2	日本教育史	2
		法政学A	2	[法学B]	2	日本国憲法	2	政治学A	2
		社会学B	2	経済学A	2	経済学B	2	社会学A	2
	自然科学	社会学A	2	教育学A	2	教育論B	2	教育の原理・課程論	2
		社会学B	2	地理学B	2	文化誌	2	心理学A	2
社会学C		2	文化人類学A	2	文化人類学B	2			
社会学D		2	基礎数学	2	統計入門	2	物理学入門	2	
総合科目	数学入門	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2	
	新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2	
総合科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
学修基盤科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
科目	第1年次	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
科目	第2年次	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
科目	第3年次	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
科目	第4年次	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1				
科目	第2	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターメディア・イングリッシュⅢ	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターメディア・イングリッシュⅣ	1				
科目	第2	ドイツ語Ⅰ	2	ドイツ語Ⅱ	2				
		フランス語Ⅰ	2	フランス語Ⅱ	2				
科目	第2	中国語Ⅰ	2	中国語Ⅱ	2				
		[ロシア語Ⅰ]	2	[ロシア語Ⅱ]	2				
科目	第2	[スペイン語Ⅰ]	2	[スペイン語Ⅱ]	2				
		朝鮮語Ⅰ	2	朝鮮語Ⅱ	2				
科目	第2	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	生涯スポーツ演習Ⅱ	1				
		※生涯スポーツ論	2						
科目	単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目							
専門教育科目	科目	基礎ゼミナール	2	○☆2年基礎ゼミナール	2	○☆3年専門ゼミナールⅠ	2	○☆論文ゼミナール	6
		○会計基礎ゼミナール	2	○☆2年専門ゼミナール	2	○☆3年専門ゼミナールⅡ	2	○☆キャリア研修X	4
								○☆キャリア研修Y	4
								○☆キャリア研修Z	4
						外書講読CⅠ	2	外書講読CⅡ	2
		情報表現技術	2	商学ゼミナールA	4	商学ゼミナールB	4	経営ゼミナールA	4
		情報倫理	2	経営ゼミナールB	4	会計ゼミナールA	4	会計ゼミナールB	4
		特別講義A	2	外書講読AⅠ	2	外書講読AⅡ	2	外書講読BⅠ	2
		特別講義B	2	外書講読BⅡ	2	情報処理入門	2	情報処理基礎	2
				特別講義C	2	[特別講義D]	2	マルチメディア概論	2
				情報システム論	2	海外交流ゼミナール	4		
		△流通・マーケティング入門	2	マーケティング戦略論	2	マーケティングリサーチ	2	消費者行動論	2
		△金融入門	2	地域商業論	2	サービスマネジメント	2	情報産業論	2
				広告コミュニケーション	2	情報社会論	2	金融論	2
				金融システム論	2	証券市場論	2	交通システム概論	2
				交通経済論	2	海運と航空	2	保険論	2
				生活保障論	2	リスクマネジメント論	2	商業史概論	2
				近代日本商業史	2	近代西洋商業史	2		
				△経営入門	2	経営学総論	2	経営管理論	2
						経営史概論	2	ヒューマンリソースマネジメント	2
				経営財務論B	2	国際経営論	2		
				経営戦略論	2	工業経営論	2		
				オペレーションズリサーチ	2	経営心理学	2		
				会計学総論	2	財務会計論	2		
				経営分析論	2	国際会計論	2		
				会計情報システム論	2	監査論	2		
				国際マーケティング論	2	国際貿易論	2		
				ビジネスコミュニケーション	2	グローバル経済事情	2		
				概説日本史	2	[概説外国史]	2		
				概説政治学	2	概説社会学	2		
						[概説法律学]	2		
科目	育関連	[民法A]	2	[民法B]	2	[商事法]	4	[経済法]	4
		労働法	4	マクロ経済学	4	ミクロ経済学	4	財政学	4
科目	育関連	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目							
科目	育関連	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目							

- (注) (1) 次の単位については、卒業に必要な専門教育科目の中の選択科目の単位数(54単位)に振り替えることができる。
 ・選択必修科目を6単位以上修得した場合、6単位を超えた単位。
 ・自由履修単位の中の関連教育科目について8単位を限度とする単位。
 (2) 卒業に必要な単位数(124単位以上)のうち、32単位に限って昼間部(商学部)での履修を認める。
 なお、履修できる科目は商学部教授会が適当と認める科目に限る。ただし、会計専門職プログラムの学生は、本規程にかかわらず、卒業に必要な単位数(124単位以上)のうち、60単位に限って昼間部(商学部)での履修を認める。
 (3) ○印の科目は、会計専門職プログラムの学生が履修することができる。
 (4) ☆印の科目は、高校商業・情報科教員育成プログラムの学生が履修することができる。
 (5) []内は今年度休講。

平成31年度入学生（19台）

5 商学部第二部（商学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学	}	計20単位以上	}	総計124単位以上
		社会科学				
		自然科学				
		総合系列科目				
		学修基盤科目				
外国語科目	}	第1外国語	}	8単位以上	}	
		第2外国語		4単位以上		
		保健体育科目		3単位以上		
	単位互換科目					
(2)専門教育科目	}	選択必修科目	}	6単位以上	}	計60単位以上
		選 択 科 目		54単位以上		
(3)自由履修単位	}	共通教育科目	}	計29単位以上	}	
		専門教育科目				
		関連教育科目				

- (注) 1. 選択必修科目を6単位以上修得した場合、6単位を超えた単位については選択科目に振り替えることができる。
2. 関連教育科目については、8単位を限度として、専門教育科目の選択科目に振り替えることができる。
3. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
4. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
5. 単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

平成31年度入学生 (19台)

商学部第二部 商学科

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目	
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学A	2	宗教学B	2
		日本史A	2	日本史B	2	[東洋史A]	2	[東洋史B]	2
		西洋史A	2	西洋史B	2	日本文学A	2	日本文学B	2
	社会科学	アジアの文学A	2	アジアの文学B	2	[西洋文学A]	2	[西洋文学B]	2
		人文学A	2	芸術A	2	芸	2	日本教育史	2
		西洋教育史	2	[法学B]	2	日本国憲法	2	政治学A	2
		法政学A	2	経済学A	2	経済学B	2	社会学A	2
	自然科学	社会学B	2	教育学A	2	教育論B	2	教育の原理・課程論	2
		社会学C	2	地理学B	2	文化誌	2	心理学A	2
社会学D		2	文化人類学B	2	文化人類学B	2			
社会学E		2	基礎数学	2	統計入門	2	物理学入門	2	
総合科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
科目	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1				
※フレッシュマン・イングリッシュⅢ		1	※インターメディア・イングリッシュⅢ	1					
※フレッシュマン・イングリッシュⅣ		1	※インターメディア・イングリッシュⅣ	1					
第2	ドイツ語Ⅰ	2	ドイツ語Ⅱ	2					
	フランス語Ⅰ	2	フランス語Ⅱ	2					
	中国語Ⅰ	2	中国語Ⅱ	2					
	[ロシア語Ⅰ]	2	[ロシア語Ⅱ]	2					
[スペイン語Ⅰ]	2	[スペイン語Ⅱ]	2						
朝鮮語Ⅰ	2	朝鮮語Ⅱ	2						
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	生涯スポーツ演習Ⅱ	1					
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	基礎ゼミナール	2	○2年基礎ゼミナール	2	○3年専門ゼミナールⅠ	2	○論文ゼミナール	6	
	○会計基礎ゼミナール	2	○2年専門ゼミナール	2	○3年専門ゼミナールⅡ	2	○キャリア研修Ⅰ	4	
							○キャリア研修Ⅱ	4	
							○キャリア研修Ⅲ	4	
							○キャリア研修Ⅳ	4	
	情報表現技術	2	商学ゼミナールA	4	外書講読CⅠ	2	外書講読CⅡ	2	
	情報倫理	2	経営ゼミナールB	4	商学ゼミナールB	4	経営ゼミナールA	4	
	特別講義A	2	外書講読AⅠ	2	会計ゼミナールA	4	会計ゼミナールB	4	
	特別講義B	2	外書講読BⅡ	2	外書講読AⅡ	2	外書講読BⅠ	2	
			特別講義C	2	情報処理入門	2	情報処理基礎	2	
			情報システム論	2	[特別講義D]	2	マルチメディア概論	2	
	△流通・マーケティング入門	2	マーケティング戦略論	2	海外交流ゼミナール	4			
	△金融入門	2	マーケティングリサーチ	2	マーケティングリサーチ	2	消費者行動論	2	
			地域商業論	2	サービスマネジメント	2	情報産業論	2	
			広告コミュニケーション	2	情報社会論	2	金融論	2	
		金融システム論	2	証券市場論	2	交通システム概論	2		
		交通経済論	2	海運と航空	2	保険論	2		
		生活保障論	2	リスクマネジメント論	2	商業史概論	2		
		近代日本商業史	2	近代西洋商業史	2				
△経営入門	2	経営学総論	2	経営管理論	2	中小企業論	2		
		経営史概論	2	ヒューマンリソースマネジメント	2	経営財務論A	2		
		経営財務論B	2	国際経営論	2	経営組織論	2		
		経営戦略論	2	工業経営論	2	経営診断論	2		
		オペレーションズリサーチ	2	経営心理学	2				
△簿記原理	4	会計学総論	2	財務会計論	2	税と生活	2		
会社簿記	4	経営分析論	2	国際会計論	2	管理会計論	2		
原価計算論	4	会計情報システム論	2	監査論	2	会計学特論	2		
		国際マーケティング論	2	国際貿易論	2	国際物流論	2		
		ビジネスコミュニケーション	2	グローバル経済事情	2				
		概説日本史	2	[概説外国史]	2	[概説法律学]	2		
		概説政治学	2	概説社会学	2				
育科目	[民法A]	2	[民法B]	2	[商事法]	4	[行政法]	4	
	[経済法]	4	労働法	4	[国際法]	4	[税法]	4	
関連教	マクロ経済学	4	ミクロ経済学	4	財政学	4	概説哲学(第2年次配当)	2	
商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目									
他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目									

(注) (1) 次の単位については、卒業に必要な専門教育科目の中の選択科目の単位数（54単位）に振り替えることができる。

- ・選択必修科目を6単位以上修得した場合、6単位を超えた単位。
- ・自由履修単位の中の関連教育科目について8単位を限度とする単位。

(2) 卒業に必要な単位数（124単位以上）のうち、32単位に限って昼間部（商学部）での履修を認める。

なお、履修できる科目は商学部教授会が適当と認める科目に限る。ただし、会計専門職プログラムの学生は、本規程にかかわらず、卒業に必要な単位数（124単位以上）のうち、60単位に限って昼間部（商学部）での履修を認める。

(3) ○印の科目は、会計専門職プログラムの学生が履修することができる。

(4) []内は今年度休講。

平成30年度入学生（18台）

5 商学部第二部（商学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学	}	計20単位以上	}	総計124単位以上
		社会科学				
		自然科学				
		総合系列科目				
		学修基盤科目				
外国語科目	第1外国語	8単位以上	}	計60単位以上	}	
	第2外国語	4単位以上				
	保健体育科目	3単位以上				
	単位互換科目					
(2)専門教育科目	選択必修科目	6単位以上	}	計60単位以上	}	
	選 択 科 目	54単位以上				
(3)自由履修単位	共通教育科目	}	}	計29単位以上	}	
	専門教育科目					
	関連教育科目					

- (注) 1. 選択必修科目を6単位以上修得した場合、6単位を超えた単位については選択科目に振り替えることができる。
2. 関連教育科目については、8単位を限度として、専門教育科目の選択科目に振り替えることができる。
3. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
4. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
5. 単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

平成30年度入学生 (18台)

商学部第二部 商学科

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学研究A	2	宗教学研究B	2
		日本史A	2	日本史B	2	日本史通論A	2	日本史通論B	2
		[東洋史A]	2	[東洋史B]	2	西洋史A	2	西洋史B	2
	外国史通論A	2	外国史通論B	2	日本文学A	2	日本文学B	2	
中国文学A	2	中国文学B	2	[西洋文学A]	2	[西洋文学B]	2		
中国人文地理学	2	芸術A	2	芸術B	2	日本教育史	2		
社会科学	法学A	2	[法学B]	2	日本国憲法	2	法律学概論	2	
	政治学A	2	政治学B	2	政治学概論A	2	政治学概論B	2	
	経済学A	2	経済学B	2	社会学A	2	社会学B	2	
	教育学A	2	教育学B	2	教育原論	2	心理学A	2	
文化人類学A	2	文化人類学B	2	心理学	2	心理学B	2		
自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理学入門	2	
	物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2	
	新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2	
	自然科学と人間	2	自然地理学(第3年次配当)	2					
総合系科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
学修基盤科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
科目	外国語科目	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1				
科目	第2	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターメディア・イングリッシュⅢ	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターメディア・イングリッシュⅣ	1				
科目	保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	生涯スポーツ演習Ⅱ	1				
		※生涯スポーツ論	2						
科目	単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目							
専門教育科目	教育科目	基礎ゼミナール	2	○2年基礎ゼミナール	2	○3年専門ゼミナールⅠ	2	○論文ゼミナール	6
		○会計基礎ゼミナール	2	○2年専門ゼミナール	2	○3年専門ゼミナールⅡ	2	○キャリア研修X	4
								○キャリア研修Y	4
								○キャリア研修Z	4
								○キャリア研修	4
		情報表現技術	2	商学ゼミナールA	4	外書講読CⅠ	2	外書講読CⅡ	2
		情報倫理	2	経営ゼミナールB	4	商学ゼミナールB	4	経営ゼミナールA	4
		特別講義A	2	会計ゼミナールA	4	会計ゼミナールA	4	会計ゼミナールB	4
		特別講義B	2	外書講読AⅠ	2	外書講読AⅡ	2	外書講読BⅠ	2
				外書講読BⅡ	2	情報処理入門	2	情報処理基礎	2
				特別講義C	2	[特別講義D]	2	マルチメディア概論	2
				情報システム論	2	海外交流ゼミナール	4		
		△流通・マーケティング入門	2	マーケティング戦略論	2	マーケティングリサーチ	2	消費者行動論	2
		△金融入門	2	地域商業論	2	サービスマネジメント	2	情報産業論	2
				広告コミュニケーション	2	情報社会論	2	金融論	2
		金融システム論	2	証券市場論	2	交通システム概論	2		
		交通経済論	2	海運と航空	2	保険論	2		
		生活保障論	2	リスクマネジメント論	2	商業史概論	2		
		近代日本商業史	2	近代西洋商業史	2				
△経営入門	2	経営学総論	2	経営管理論	2	中小企業論	2		
		経営史概論	2	ヒューマンリソースマネジメント	2	経営財務論A	2		
		経営財務論B	2	国際経営論	2	経営組織論	2		
		経営戦略論	2	工業経営論	2	経営診断論	2		
		オペレーションズリサーチ	2	経営心理学	2				
△簿記原理	4	会計学総論	2	財務会計論	2	税と生活	2		
会社簿記	4	経営分析論	2	国際会計論	2	管理会計論	2		
原価計算論	4	会計情報システム論	2	監査論	2	会計学特論	2		
		国際マーケティング論	2	国際貿易論	2	国際物流論	2		
		ビジネスコミュニケーション	2	グローバル経済事情	2				
育科目	関連教	[民法A]	2	[民法B]	2	[商事法]	4	[行政法]	4
		[経済法]	4	労働法	4	[国際法]	4	[税法]	4
		マクロ経済学	4	ミクロ経済学	4	財政学	4		
		商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目							
		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目							

- (注) (1) 次の単位については、卒業に必要な専門教育科目の中の選択科目の単位数(54単位)に振り替えることができる。
 ・選択必修科目を6単位以上修得した場合、6単位を超えた単位。
 ・自由履修単位の中の関連教育科目について8単位を限度とする単位。
 (2) 卒業に必要な単位数(124単位以上)のうち、32単位に限って昼間部(商学部)での履修を認める。
 なお、履修できる科目は商学部教授会が適当と認める科目に限る。ただし、会計専門職プログラムの学生は、本規程にかかわらず、卒業に必要な単位数(124単位以上)のうち、60単位に限って昼間部(商学部)での履修を認める。
 (3) ○印の科目は、会計専門職プログラムの学生が履修することができる。
 (4) []内は今年度休講。

平成29年度入学生（17台）

5 商学部第二部（商学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学	}	計20単位以上	}	総計124単位以上
		社会科学				
		自然科学				
		総合系列科目				
		学修基盤科目				
外国語科目	}	第1外国語	}	8単位以上	}	
		第2外国語		4単位以上		
		保健体育科目		3単位以上		
単位互換科目						
(2)専門教育科目	}	選択必修科目	}	6単位以上	}	計60単位以上
		選 択 科 目		54単位以上		
(3)自由履修単位	}	共通教育科目	}	計29単位以上	}	
		専門教育科目				
		関連教育科目				

- (注) 1. 選択必修科目を6単位以上修得した場合、6単位を超えた単位については選択科目に振り替えることができる。
2. 関連教育科目については、8単位を限度として、専門教育科目の選択科目に振り替えることができる。
3. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
4. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
5. 単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

平成29年度入学生 (17台)

商学部第二部 商学科

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学研究A	2	宗教学研究B	2
	日本文学A	2	日本文学B	2	日本史通論A	2	日本史通論B	2	
	[東洋史A]	2	[東洋史B]	2	西洋史A	2	西洋史B	2	
	外国史通論A	2	外国史通論B	2	日本文学A	2	日本文学B	2	
社会科学	中国文学A	2	中国文学B	2	[西洋文学A]	2	[西洋文学B]	2	
	中国地理学A	2	中国文学B	2	[西洋文学B]	2	日本教育史	2	
自然科学	西文教育史	2	芸術A	2	芸術B	2			
	法政学A	2	[法学B]	2	日本国憲法	2	法律学概論	2	
総合系科目	政治学A	2	政治学B	2	政治学概論A	2	政治学概論B	2	
	経済学概論A	2	経済学概論B	2	社会学A	2	社会学B	2	
学修基盤科目	教育学A	2	教育学B	2	教育心理学A	2	教育心理学B	2	
	教地学B	2	教地誌学	2	教育心理学A	2	教育心理学B	2	
学修基盤科目	文化人類学A	2	文化人類学B	2	統計入門	2	物理学入門	2	
	数学入門	2	基礎数学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2	
学修基盤科目	物理の世界	2	自然界と物質の化学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2	
	新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2			
学修基盤科目	自然科学と人間	2	自然地理学(第3年次配当)	2					
	総合系科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目							
学修基盤科目	学修基盤科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目							
	学修基盤科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目							
科目	外国語科目	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
科目	外国語科目	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1				
科目	外国語科目	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターメディア・イングリッシュⅢ	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターメディア・イングリッシュⅣ	1				
科目	外国語科目	ドイツ語Ⅰ	2	ドイツ語Ⅱ	2				
		フランス語Ⅰ	2	フランス語Ⅱ	2				
科目	外国語科目	中国語Ⅰ	2	中国語Ⅱ	2				
		[ロシア語Ⅰ]	2	[ロシア語Ⅱ]	2				
科目	外国語科目	[スペイン語Ⅰ]	2	[スペイン語Ⅱ]	2				
		朝鮮語Ⅰ	2	朝鮮語Ⅱ	2				
科目	保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	生涯スポーツ演習Ⅱ	1				
		※生涯スポーツ論	2						
科目	単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目							
		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目							
科目	専門教育科目	基礎ゼミナール	2	○2年基礎ゼミナール	2	○3年専門ゼミナール	4	○論文ゼミナール	6
		○会計基礎ゼミナール	2	○2年専門ゼミナール	2			○キャリア研修X	4
科目	専門教育科目	情報表現技術	2					○キャリア研修Y	4
		情報倫理	2					○キャリア研修Z	4
科目	専門教育科目					外書講読CⅠ	2	外書講読CⅡ	2
						商学ゼミナールA	4	経営ゼミナールB	4
科目	専門教育科目					経営ゼミナールB	4	会計ゼミナールB	4
						外書講読AⅠ	2	外書講読BⅠ	2
科目	専門教育科目					外書講読BⅡ	2	情報処理入門	2
						特別講義C	2	[特別講義D]	2
科目	専門教育科目					情報システム論	2	マルチメディア概論	2
						マーケティング戦略論	2	マーケティングリサーチ	2
科目	専門教育科目	△流通・マーケティング入門	2	地域商業論	2	サービスマネジメント	2	消費者行動論	2
		△金融入門	2	広告コミュニケーション	2	情報社会論	2	情報産業論	2
科目	専門教育科目	△経営入門	2	金融システム論	2	証券市場論	2	交通システム概論	2
		△簿記原簿記	4	交通経済論	2	海運と航空	2	保険論	2
科目	専門教育科目	△会社原簿記	4	生活保障論	2	リスクマネジメント論	2	商業史概論	2
		△会社原簿記	4	近代日本商業史	2	近代西洋商業史	2		
科目	専門教育科目			経営学総論	2	経営管理論	2	中小企業論	2
				特別講義A	2	ヒューマンリソースマネジメント	2	経営財務論A	2
科目	専門教育科目			特別講義B	2	国際経営論	2	経営組織論	2
				経営戦略論	2	工業経営論	2	経営診断論	2
科目	専門教育科目			オペレーションズリサーチ	2	経営心理学	2		
				会計学総論	2	財務会計論	2	税と生活	2
科目	専門教育科目			経営分析論	2	国際会計論	2	管理会計論	2
				会計情報システム論	2	監査論	2	管計論	2
科目	専門教育科目			国際マーケティング論	2	国際貿易論	2	国際物流論	2
				ビジネスコミュニケーション	2	グローバル経済事情	2		
科目	専門教育科目	[民法A]	2	[民法B]	2	[商事法]	4	[行政法]	4
		[経済法]	4	労働法	4	[国際法]	4	[税法]	4
科目	専門教育科目	マクロ経済学	4	ミクロ経済学	4	財政学	4		
		商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目							
		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目							

- (注) (1) 次の単位については、卒業に必要な専門教育科目の中の選択科目の単位数(54単位)に振り替えることができる。
 ・選択必修科目を6単位以上修得した場合、6単位を超えた単位。
 ・自由履修単位の中の関連教育科目について8単位を限度とする単位。
 (2) 卒業に必要な単位数(124単位以上)のうち、32単位に限って昼間部(商学部)での履修を認める。
 なお、履修できる科目は商学部教授会が適当と認める科目に限る。ただし、会計専門職プログラムの学生は、本規程にかかわらず、卒業に必要な単位数(124単位以上)のうち、60単位に限って昼間部(商学部)での履修を認める。
 (3) ○印の科目は、会計専門職プログラムの学生が履修することができる。
 (4) []内は今年度休講。

平成28年度入学生（16台）

5 商学部第二部（商学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	{	総合教養科目	}	人文科学	}	計20単位以上
				社会科学		
				自然科学		
				総合系列科目		
				学修基盤科目		
外国語科目	{	第1外国語	}	8単位以上	}	計124単位以上
		第2外国語		4単位以上		
		保健体育科目		3単位以上		
		単位互換科目				
(2)専門教育科目	{	選択必修科目	}	8単位以上	}	計60単位以上
		選 択 科 目		52単位以上		
(3)自由履修単位	{	共通教育科目	}		}	計29単位以上
		専門教育科目				
		関連教育科目				

- (注) 1. 選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位については選択科目に振り替えることができる。
2. 関連教育科目については、8単位を限度として、専門教育科目の選択科目に振り替えることができる。
3. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
4. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
5. 単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

平成28年度入学生 (16台)

商学部第二部 商学科

*印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2	
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗教史通論A	2	宗教史通論B	2	
		日本史A	2	日本史B	2	日本史通論A	2	日本史通論B	2	
		東洋史A	2	東洋史B	2	西日本文学A	2	西日本文学B	2	
	外国史通論A	2	外国史通論B	2	西日本文学A	2	西日本文学B	2		
	中外人文地理学	2	中外人文地理学	2	西日本文学A	2	西日本文学B	2		
	中外人文地理学	2	中外人文地理学	2	西日本文学A	2	西日本文学B	2		
	中外人文地理学	2	中外人文地理学	2	西日本文学A	2	西日本文学B	2		
	中外人文地理学	2	中外人文地理学	2	西日本文学A	2	西日本文学B	2		
	中外人文地理学	2	中外人文地理学	2	西日本文学A	2	西日本文学B	2		
中外人文地理学	2	中外人文地理学	2	西日本文学A	2	西日本文学B	2			
社会科学	政治学A	2	政治学B	2	日本国憲法	2	法律学概論	2		
	経済学A	2	経済学B	2	政治学概論A	2	政治学概論B	2		
	教育学A	2	教育学B	2	政治学原論	2	政治学原論	2		
	心理学A	2	心理学B	2	政治学原論	2	政治学原論	2		
自然科学	物理学A	2	物理学B	2	統計入門	2	物理学入門	2		
	化学A	2	化学B	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2		
	生物A	2	生物B	2	マクロの生物学	2	自然科学入門	2		
	基礎数学	2	基礎数学	2	マクロの生物学	2	自然科学入門	2		
総合科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目									
学修科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目									
科目	外国語科目	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位
		※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターメディア・イングリッシュI	1					
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターメディア・イングリッシュII	1					
	※フレッシュマン・イングリッシュIII	1	※インターメディア・イングリッシュIII	1						
	※フレッシュマン・イングリッシュIV	1	※インターメディア・イングリッシュIV	1						
	ドイツ語I	2	ドイツ語II	2						
	フランス語I	2	フランス語II	2						
	中国語I	2	中国語II	2						
	[ロシア語I]	2	[ロシア語II]	2						
[スペイン語I]	2	[スペイン語II]	2							
朝鮮語I	2	朝鮮語II	2							
保健体育科目	※生涯スポーツ演習I		1	生涯スポーツ演習II		1				
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目									
専門教育科目	基礎ゼミナール	基礎ゼミナール	2	○2年基礎ゼミナール	2	○3年専門ゼミナール	4	○論文ゼミナール	6	
		○会計基礎ゼミナール	2	○2年専門ゼミナール	2			○キャリア研修X	4	
		情報表現技術	2					○キャリア研修Y	4	
		情報倫理	2					○キャリア研修Z	4	
	△流通入門	△流通入門	2	商学ゼミナールA	4	キャリア研修A	4	キャリア研修B	2	
		△金融入門	2	経営ゼミナールB	4	キャリア研修C	1			
		△経営原簿記	4	[国際ビジネスゼミナールA]	4	外書講読C I	2	外書講読C II	2	
		△簿記原簿記	4	外書講読A I	2	外書講読A II	2	外書講読B I	2	
		△国際貿易入門	4	外書講読B II	2	情報処理入門	2	情報処理基礎	2	
		△会社簿記	4	特別講義C	2	[特別講義D]	2	マルチメディア概論	2	
△原簿記		4	情報システム論	2	海外交流ゼミナール	4				
△特別講義A		2	[Eコマースマーケティング]	2	マーケティング論	2	マーケティングリサーチ	2		
△特別講義B		2	消費者行動論	2	地域商業論	2	[流通政策]	2		
			サービスマネジメント	2	[観光産業論]	2	情報産論	2		
			広告コミュニケーション	2	情報社会論	2	[市場分析論]	2		
			金融論A	2	[金融論B]	2	[銀行論]	2		
			金融機関論	2	証券市場論	2	[証券と金融]	2		
			交通経済論	2	交通経済論B	2	海運と航空	2		
			[交通政策]	2	[保険論A]	2	保険論B	2		
			生活保障論	2	リスクマネジメント論	2	商業史概論A	2		
		商業史概論B	2	[日本商業史A]	2	日本商業史B	2			
		[西洋商業史A]	2	西洋商業史B	2					
		経営学総論	2	経営管理概論	2	[経営管理論]	2			
		中小企業概論	2	[中小企業経営論]	2	経営史概論	2			
		[比較経営論]	2	[経営労務論]	2	ヒューマンリソースマネジメント	2			
		経営財務論A	2	経営財務論B	2	国際経営論	2			
		[国際企業論]	2	経営組織論	2	[企業行動論]	2			
		経営戦略論	2	[企業戦略論]	2	工業経営論A	2			
		[工業経営論B]	2	経営診断論I	2	[経営診断論II]	2			
		オペレーションリサーチ	2	[経営シミュレーション]	2	経営心理学A	2			
		[経営心理学B]	2	会計学総論	2	財務会計論	2			
		[制度会計論]	2	[連結会計論]	2	税務会計論I	2			
		[税務会計論II]	2	経営分析論I	2	[経営分析論II]	2			
		国際会計論I	2	[国際会計論II]	2	管理会計論I	2			
		[管理会計論II]	2	会計情報システム論I	2	会計情報システム論II	2			
		監査概論	2	[会計士監査論]	2					
		[貿易商務論A]	2	[貿易商務論B]	2	[アジア経済論A]	2			
		[アジア経済論B]	2	[アメリカ経済論I]	2	[ヨーロッパ経済論I]	2			
		[世界経済論]	2	国際マーケティング論A	2	[国際マーケティング論B]	2			
		[貿易政策I]	2	国際貿易論	2	国際物流論A	2			
		[外国為替論]	2	[国際金融論I]	2	[国際金融論II]	2			
		ビジネスコミュニケーション実務I	2	[ビジネスコミュニケーション実務II]	2	[国際協力論A]	2			
関連教育科目	[憲法概論]	2	[民法I]	4	[民法II]	4	[民法III]	4		
	[刑法]	4	[商法I]	4	[商法II]	4	[行政法]	4		
	[経済法]	4	労働法	4	[国際法]	4	[訴訟法]	4		
	[税法]	4	ミクロ経済学	4	[経済統計論]	4	財政学	4		
マクロ経済学	4	[経済政策]	4							
国際経済学	4	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目								

(注) (1) 次の単位については、卒業に必要な専門教育科目の中の選択科目の単位数（52単位）に振り替えることができる。
 ・選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位。
 ・自由履修単位の中の関連教育科目について8単位を限度とする単位。
 (2) 卒業に必要な単位数（124単位以上）のうち、32単位に限って昼間部（商学部）での履修を認める。
 なお、履修できる科目は商学部教授会が適当と認める科目に限る。ただし、会計専門職プログラムの学生は、本規程にかかわらず、卒業に必要な単位数（124単位以上）のうち、60単位に限って昼間部（商学部）での履修を認める。
 (3) ○印の科目は、会計専門職プログラムの学生が履修することができる。
 (4) [] 内は今年度休講。

平成27年度入学生（15台）

5 商学部第二部（商学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学	}	計20単位以上	}	総計124単位以上
		社会科学				
		自然科学				
		総合系列科目				
		学修基盤科目				
外国語科目	}	第1外国語	}	8単位以上	}	
		第2外国語		4単位以上		
		保健体育科目		3単位以上		
	単位互換科目					
(2)専門教育科目	}	選択必修科目	}	8単位以上	}	計60単位以上
		選 択 科 目		52単位以上		
(3)自由履修単位	}	共通教育科目	}	計29単位以上	}	
		専門教育科目				
		関連教育科目				

- (注) 1. 選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位については選択科目に振り替えることができる。
2. 関連教育科目については、8単位を限度として、専門教育科目の選択科目に振り替えることができる。
3. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
4. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
5. 単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

平成27年度入学生 (15台)

商学部第二部 商学科

*印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目	
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗教史A	2	宗教史B	2
	日本史A	2	日本史B	2	日本史通論A	2	日本史通論B	2	
	東洋史A	2	東洋史B	2	西日洋文A	2	西日洋文B	2	
	外国史通論A	2	外国史通論B	2	西日洋文A	2	西日洋文B	2	
社会科学	政治学A	2	政治学B	2	日本国憲法	2	法律学概論	2	
	経済学A	2	経済学B	2	政治学概論A	2	政治学概論B	2	
自然科学	教育学A	2	教育学B	2	社会学概論A	2	社会学概論B	2	
	地理学A	2	地理学B	2	社会学原論A	2	社会学原論B	2	
総合科目	文化人類学A	2	文化人類学B	2	統計入門	2	物理学入門	2	
	数学入門	2	基礎数学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2	
総合科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
総合科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1				
第2	ドイツ語Ⅰ	2	ドイツ語Ⅱ	2					
	フランス語Ⅰ	2	フランス語Ⅱ	2					
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	生涯スポーツ演習Ⅱ	1					
	※生涯スポーツ論	2							
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	基礎ゼミナール	○会計基礎ゼミナール	2	○2年基礎ゼミナール	2	○3年専門ゼミナール	4	○論文ゼミナール	6
		情報表現技術	2	○2年専門ゼミナール	2			○キャリア研修X	4
単位互換科目	情報倫理	2						○キャリア研修Y	4
								○キャリア研修Z	4
単位互換科目	キャリア研修A	4	キャリア研修B	2					
	キャリア研修C	1	キャリア研修D	2					
単位互換科目	外書講読CⅠ	2	外書講読CⅡ	2					
	外書講読CⅡ	2	外書講読CⅢ	2					
単位互換科目	商学ゼミナールA	4	経営ゼミナールB	4	経営ゼミナールB	4	経営ゼミナールA	4	
	経営ゼミナールB	4	会計ゼミナールA	4	会計ゼミナールB	4	会計ゼミナールA	4	
単位互換科目	国際ビジネスゼミナールA	4	国際ビジネスゼミナールB	4					
	外書講読AⅠ	2	外書講読AⅡ	2	外書講読BⅠ	2	外書講読BⅡ	2	
単位互換科目	外書講読BⅠ	2	情報処理入門	2	情報処理基礎	2	マルチメディア概論	2	
	特別講義C	2	特別講義D	2					
単位互換科目	情報システム論	2	海外交流ゼミナール	4					
	△Eコマースマーケティング	2	マーケティング論	2	マーケティングリサーチ	2	マーケティング論	2	
単位互換科目	△消費者行動論	2	地域商業論	2	流通政策	2	流通政策	2	
	△サービスマネジメント	2	観光産業論	2	情報産産論	2	情報産産論	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	情報社会論	2	市場分析論	2	市場分析論	2	
	△国際貿易入門	4	金融論A	2	金融論B	2	銀行論	2	
単位互換科目	△会社簿記	4	証券市場論	2	証券と金融	2	証券と金融	2	
	△原簿記	4	交通経済論A	2	海運と航空	2	海運と航空	2	
単位互換科目	△特別講義A	2	交通経済論B	2	保険論	2	保険論	2	
	△特別講義B	2	生活保障論	2	リスクマネジメント論	2	商業史概論A	2	
単位互換科目	△特別講義C	2	商業史概論B	2	日本商業史A	2	日本商業史B	2	
	△特別講義D	2	西洋商業史A	2	西洋商業史B	2	西洋商業史C	2	
単位互換科目	△特別講義E	2	経営学総論	2	経営管理概論	2	経営管理論	2	
	△特別講義F	2	中小企業概論	2	経営史概論	2	経営史概論	2	
単位互換科目	△特別講義G	2	経営財務論A	2	経営労務論	2	国際経営論	2	
	△特別講義H	2	経営財務論B	2	経営組織論	2	企業行動論	2	
単位互換科目	△特別講義I	2	経営戦略論	2	企業戦略論	2	工業経営論A	2	
	△特別講義J	2	オペレーションリサーチ	2	経営診断論Ⅰ	2	経営診断論Ⅱ	2	
単位互換科目	△特別講義K	2	経営心理学B	2	経営シミュレーション	2	経営心理学A	2	
	△特別講義L	2	制度会計論	2	会計学総論	2	財務会計論	2	
単位互換科目	△特別講義M	2	税務会計論Ⅰ	2	連結会計論	2	税務会計論Ⅰ	2	
	△特別講義N	2	国際会計論Ⅰ	2	経営分析論Ⅰ	2	経営分析論Ⅱ	2	
単位互換科目	△特別講義O	2	管理会計論Ⅰ	2	国際会計論Ⅱ	2	管理会計論Ⅰ	2	
	△特別講義P	2	監査概論	2	会計情報システム論Ⅰ	2	管理会計論Ⅱ	2	
単位互換科目	△特別講義Q	2	貿易商務論A	2	会計士監査論	2	会計情報システム論Ⅱ	2	
	△特別講義R	2	貿易商務論B	2	貿易商務論B	2	アジア経済論A	2	
単位互換科目	△特別講義S	2	アジア経済論B	2	アメリカ経済論Ⅰ	2	ヨーロッパ経済論Ⅰ	2	
	△特別講義T	2	世界経済論	2	国際マーケティング論A	2	国際マーケティング論B	2	
単位互換科目	△特別講義U	2	貿易政策Ⅰ	2	国際貿易論Ⅰ	2	国際貿易論Ⅱ	2	
	△特別講義V	2	外国為替論	2	国際金融論Ⅰ	2	国際金融論Ⅱ	2	
単位互換科目	△特別講義W	2	ビジネスコミュニケーション実務ⅠA	2	国際金融論Ⅱ	2	国際協力論A	2	
	△特別講義X	2	ビジネスコミュニケーション実務ⅠB	2	国際協力論B	2	国際協力論C	2	
単位互換科目	△特別講義Y	2	民法Ⅰ	4	民法Ⅱ	4	民法Ⅲ	4	
	△特別講義Z	2	商法Ⅰ	4	商法Ⅱ	4	行政法	4	
単位互換科目	△特別講義AA	2	労働法	4	国際法	4	訴訟法	4	
	△特別講義AB	2	ミクロ経済学	4	経済統計論	4	財政学	4	
単位互換科目	△特別講義AC	2	マクロ経済学	4					
	△特別講義AD	2	国際経済学	4					
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目								

(注) (1) 次の単位については、卒業に必要な専門教育科目の中の選択科目の単位数（52単位）に振り替えることができる。
 ・選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位。
 ・自由履修単位の中の関連教育科目について8単位を限度とする単位。
 (2) 卒業に必要な単位数（124単位以上）のうち、32単位に限って昼間部（商学部）での履修を認める。
 なお、履修できる科目は商学部教授会が適当と認める科目に限る。ただし、会計専門職プログラムの学生は、本規程にかかわらず、卒業に必要な単位数（124単位以上）のうち、60単位に限って昼間部（商学部）での履修を認める。
 (3) ○印の科目は、会計専門職プログラムの学生が履修することができる。
 (4) [] 内は今年度休講。

平成26年度入学生（14台）

5 商学部第二部（商学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学	}	計20単位以上	}	総計124単位以上
		社会科学				
		自然科学				
		総合系列科目				
		学修基盤科目				
外国語科目	}	第1外国語	}	8単位以上	}	}
		第2外国語		4単位以上		
		保健体育科目		3単位以上		
		単位互換科目				
(2)専門教育科目	}	選択必修科目	}	8単位以上	}	計60単位以上
		選 択 科 目		52単位以上		
(3)自由履修単位	}	共通教育科目	}	計29単位以上	}	}
		専門教育科目				
		関連教育科目				

- (注) 1. 選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位については選択科目に振り替えることができる。
2. 関連教育科目については、8単位を限度として専門教育科目の中の選択科目に振り替えることができる。
3. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目の中から4単位以上を修得しなければならない。
4. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
5. 単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

平成26年度入学生 (14台)

商学部第二部 商学科

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目	
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		日東史A	2	日東史B	2	日本史通論A	2	日本史通論B	2
		外国史通論A	2	外国史通論B	2	日本文学A	2	日本文学B	2
		中国人文地理学A	2	中国人文地理学B	2	日本文学A	2	日本文学B	2
	社会科学	法政学A	2	法政学B	2	日本国憲法	2	法律学概論	2
		政治学A	2	政治学B	2	政治学概論A	2	政治学概論B	2
		経済学A	2	経済学B	2	社会学概論	2	社会学概論	2
		教育学A	2	教育学B	2	教育心理学	2	心理学A	2
	自然科学	文化人類学A	2	文化人類学B	2	統計入門	2	物理学入門	2
		物理学A	2	物理学B	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2
総合科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
学修科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
科目	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターメディア・イングリッシュI	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターメディア・イングリッシュII	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュIII	1	※インターメディア・イングリッシュIII	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュIV	1	※インターメディア・イングリッシュIV	1				
第2	ドイツ語I	2	ドイツ語II	2					
	フランス語I	2	フランス語II	2					
	中国語I	2	中国語II	2					
	ロシア語I	2	ロシア語II	2					
保健体育科目	※生涯スポーツ演習I	1	生涯スポーツ演習II	1					
	※生涯スポーツ論	2							
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	基礎ゼミナール	2	○2年基礎ゼミナール	2	○3年専門ゼミナール	4	○論文ゼミナール	6	
	○会計基礎ゼミナール	2	○2年専門ゼミナール	2			○キャリア研修X	4	
	情報表現技術情報倫理	2					○キャリア研修Y	4	
							○キャリア研修Z	4	
							○キャリア研修B	2	
					キャリア研修A	4			
					キャリア研修C	1			
					[商学ゼミナール]	4	[経営ゼミナール]	4	
					[会計ゼミナール]	4	[国際ビジネスゼミナール]	4	
			外書講読A I	2	外書講読A II	2	外書講読B I	2	
			外書講読B II	2	情報処理入門	2	情報処理基礎	2	
			特別講義C	2	[特別講義D]	2	マルチメディア概論	2	
			情報システム論	2	海外交流ゼミナール	4			
			△流通入門	2	[Eコマースマーケティング]	2	マーケティングリサーチ	2	
			△金融入門	2	消費者行動論	2	[流通産業]	2	
			△経営記原	2	サービス産業論	2	情報処理産業論	2	
			△簿記原	2	広告コミュニケーション	2	[市場分析論]	2	
			[△国際貿易入門]	4	金融論A	2	[銀行分業論]	2	
			社会簿記論	4	金融機関論A	2	[証券と金融]	2	
			原価計算	4	金融経済論A	2	海運と航空	2	
			特別講義A	2	[交通政策]	2	保険と航空	2	
			特別講義B	2	生活保障論	2	保険論B	2	
					商業史概論B	2	[商業史概論A]	2	
					[西洋商業史A]	2	日本商業史B	2	
					経営学総論	2	[経営管理概論]	2	
					中小企業概論	2	[中小企業経営論]	2	
					[比較経営史]	2	[経営労務論]	2	
					基礎経営財務論	2	応用経営財務論	2	
					[国際企業論]	2	経営組織論	2	
					経営戦略論	2	[企業戦略論]	2	
				[工業経営論B]	2	経営診断論I	2		
				オペレーションズリサーチ	2	[経営シミュレーション]	2		
				[経営心理学B]	2	会計学総論	2		
				[制度会計論]	2	[連結会計論]	2		
				[税務会計論II]	2	経営分析論I	2		
				国際会計論I	2	[国際会計論II]	2		
				[管理会計論II]	2	会計情報システム論I	2		
				監査概論	2	会計情報システム論II	2		
				[貿易商務論A]	2	[会計士監査論]	2		
				[アジア経済論B]	2	[貿易商務論B]	2		
				[世界経済論]	2	[アメリカ経済論I]	2		
				[貿易政策I]	2	[ヨーロッパ経済論I]	2		
				[外国為替論]	2	国際マーケティング論A	2		
				ビジネスコミュニケーションI	2	国際物流論A	2		
						[国際金融論II]	2		
						国際協力学論A	2		
関連教育科目	[憲法概論]	2	[民法I]	4	[民法II]	4	[民法III]	4	
	[刑法]	4	[商法I]	4	[商法II]	4	[行政法]	4	
	[経済法]	4	労働法	4	[国際法]	4	[訴訟法]	4	
	[税法]	4	ミクロ経済学	4	[経済統計論]	4	財政学	4	
	マクロ経済学	4	[経済政策]	4					
	[国際経済学]	4							
	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目								

(注) (1) 次の単位については、卒業に必要な専門教育科目の中の選択科目の単位数（52単位）に振り替えることができる。
 ・選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位。
 ・自由履修単位の中の関連教育科目について8単位を限度とする単位。
 (2) 卒業に必要な単位数（124単位以上）のうち、32単位に限って昼間部（商学部）での履修を認める。
 なお、履修できる科目は商学部教授会が適当と認める科目に限る。ただし、会計専門職プログラムの学生は、本規程にかかわらず、卒業に必要な単位数（124単位以上）のうち、60単位に限って昼間部（商学部）での履修を認める。
 (3) ○印の科目は、会計専門職プログラムの学生が履修することができる。
 (4) [] 内は今年度休講。

平成25年度入学生（13台）

5 商学部第二部（商学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学	}	計20単位以上	}	総計124単位以上
		社会科学				
		自然科学				
		総合系列科目				
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語	}	8単位以上		
		第2外国語		4単位以上		
		保健体育科目		3単位以上		
	単位互換科目					
(2)専門教育科目	選択必修科目	}	8単位以上	計60単位以上		
	選 択 科 目		52単位以上			
(3)自由履修単位	共通教育科目	}	計29単位以上			
	専門教育科目					
	関連教育科目					

- (注) 1. 選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位については選択科目に振り替えることができる。
2. 関連教育科目については、8単位を限度として専門教育科目の中の選択科目に振り替えることができる。
3. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目の中から4単位以上を修得しなければならない。
4. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
5. 単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

平成25年度入学生 (13台)

商学部第二部 商学科

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目	
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		理学A	2	理学B	2	教宗学A	2	宗教学B	2
	東洋史A	2	東洋史B	2	日本史通論A	2	日本史通論B	2	
	外国史通論A	2	外国史通論B	2	西日本文学A	2	西日本文学B	2	
社会科学	政治学A	2	政治学B	2	日本国憲法	2	法律学概論	2	
	経済学A	2	経済学B	2	政治学概論A	2	政治学概論B	2	
自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2	
	世界の新しい自然科学	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2	
総合系列科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1				
第2	ドイツ語Ⅰ	2	ドイツ語Ⅱ	2					
	フランス語Ⅰ	2	フランス語Ⅱ	2					
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	生涯スポーツ演習Ⅱ	1					
	※生涯スポーツ論	2							
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目								
専門教育科目	基礎ゼミナール	○2年基礎ゼミナール	2	○2年基礎ゼミナール	2	○3年専門ゼミナール	4	○論文ゼミナール	6
		○会計基礎ゼミナール	2	○2年専門ゼミナール	2			○キャリア研修X	4
単位互換科目	情報表現技術	2			キャリア研修A	4	○キャリア研修Y	4	
	情報倫理	2			キャリア研修C	1	○キャリア研修Z	4	
単位互換科目	△流通入門	2	[外書講読A]	4	[商学ゼミナール]	4	キャリア研修B	2	
	△金融入門	2	情報処理基礎	2	[会計ゼミナール]	4	[経営ゼミナール]	4	
単位互換科目	△簿記原簿	4	マルチメディア概論	2	[外書講読B]	4	[国際ビジネスゼミナール]	4	
	△国際貿易入門	4	△Eコマースマーケティング	2	[外書講読C]	2	情報処理入門	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△消費者行動論	2	情報システム論	2	[特別講義D]	2	
	△簿記原簿	4	△サービス産業論	2	情報システム論	2	海外交流ゼミナール	4	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△広告コミュニケーション	2	マーケティング論	2	流通産策論	2	
	△簿記原簿	4	△金融機関論	2	地域商業論	2	情報産業論	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△交通経済論	2	観光産業論	2	市場分析論	2	
	△簿記原簿	4	△生活保障論	2	情報社会論	2	銀行分業論	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△商業史概論	2	証券市場論	2	[証券と金融]	2	
	△簿記原簿	4	△西洋商業史A	2	交通経済論B	2	海運と航空	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△経営学総論	2	[保険論]	2	保険論B	2	
	△簿記原簿	4	△中小企業概論	2	リスクマネジメント論	2	[商業史概論A]	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△基礎経営財務論	2	[日本商業史A]	2	日本商業史B	2	
	△簿記原簿	4	△経営戦略論	2	西洋商業史B	2	[経営管理論]	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△[工業経営論B]	2	経営管理概論	2	経営史概論	2	
	△簿記原簿	4	△オペレーションズリサーチ	2	[中小企業経営論]	2	ヒューマンリソースマネジメント	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△[経営心理学B]	2	[経営労務論]	2	国際経営論	2	
	△簿記原簿	4	△[制度会計論]	2	応用経営財務論	2	企業行動論	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△[税務会計論I]	2	経営組織論	2	工業経営論A	2	
	△簿記原簿	4	△[国際会計論I]	2	[企業戦略論]	2	[経営診断論II]	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△[管理会計論I]	2	経営診断論I	2	経営心理学A	2	
	△簿記原簿	4	△[監査概論]	2	[経営シミュレーション]	2	財務会計論	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△[貿易商務論A]	2	会計学総論	2	財務会計論II	2	
	△簿記原簿	4	△[アジア経済論B]	2	[連結会計論]	2	税務会計論	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△[世界経済論]	2	経営分析論I	2	[経営分析論II]	2	
	△簿記原簿	4	△[貿易政策I]	2	[国際会計論II]	2	管理会計論	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△[国際貿易論I]	2	会計情報システム論I	2	会計情報システム論II	2	
	△簿記原簿	4	△[国際金融論I]	2	[会計士監査論]	2	[アジア経済論A]	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△[ビジネスコミュニケーション実務IA]	2	[貿易商務論B]	2	[ヨーロッパ経済論I]	2	
	△簿記原簿	4	△[民法I]	4	[アメリカ経済論I]	2	国際マーケティング論B	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△[商法I]	4	国際マーケティング論A	2	国際物流論A	2	
	△簿記原簿	4	△[労働法]	4	国際貿易論I	2	国際金融論II	2	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△[民法II]	4	[国際金融論I]	2	[国際協力論A]	2	
	△簿記原簿	4	△[商法II]	4	[ビジネスコミュニケーション実務IB]	2	[民法III]	4	
単位互換科目	△簿記原簿	4	△[国際法]	4			[行政法]	4	
	△簿記原簿	4	△[経済統計論]	4			[訴訟法]	4	
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目								

- (注) (1) 次の単位については、卒業に必要な専門教育科目中の選択科目の単位数（52単位）に振り替えることができる。
・選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位。
・自由履修単位の中の関連教育科目について8単位を限度とする単位。
- (2) 卒業に必要な単位数（124単位以上）のうち、32単位に限って昼間部（商学部）での履修を認める。
なお、履修できる科目は商学部教授会が適当と認める科目に限る。ただし、会計専門職プログラムの学生は、本規程にかかわらず、卒業に必要な単位数（124単位以上）のうち、60単位に限って昼間部（商学部）での履修を認める。
- (3) ○印の科目は、会計専門職プログラムの学生が履修することができる。
- (4) [] 内は今年度休講。

平成24年度入学生（12台）

5 商学部第二部（商学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学	}	計20単位以上	}
		社会科学			
		自然科学			
		総合系列科目			
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語	}	8単位以上	}
		第2外国語		4単位以上	
		保健体育科目		3単位以上	
	単位互換科目				総計124単位以上
(2)専門教育科目	選択必修科目		}	8単位以上	計60単位以上
	選 択 科 目			52単位以上	
(3)自由履修単位	共通教育科目		}	計29単位以上	}
	専門教育科目				
	関連教育科目				

- (注) 1. 選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位については選択科目に振り替えることができる。
2. 関連教育科目については、8単位を限度として専門教育科目の中の選択科目に振り替えることができる。
3. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目の中から4単位以上を修得しなければならない。
4. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
5. 単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

平成24年度入学生 (12台)

商学部第二部 商学科

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2	
		日本文学A	2	日本文学B	2	宗教学A	2	宗教学B	2	
		〔東洋史A〕	2	〔東洋史B〕	2	日本史通論A	2	日本史通論B	2	
		〔外国史通論A〕	2	〔外国史通論B〕	2	西日本文学A	2	西日本文学B	2	
社会科学	政治学A	2	〔政治学B〕	2	日本国憲法	2	法学概論	2		
	経済学A	2	政治学概論	2	政治学概論A	2	政治学概論B	2		
	教育学A	2	経済学概論	2	社会学A	2	社会学B	2		
	文化人類学A	2	教育学概論	2	社会学原論	2	社会学A	2		
自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理学入門	2		
	物理学の世界	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球圏科学入門	2		
	新しい地球観	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然科学入門	2		
	新自然科学与人間	2	自然地理学(第3年次配当)	2						
総合系列科目	商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目									
育	外国語科目	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1					
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1					
科目	第2	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターメディア・イングリッシュⅢ	1					
		※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターメディア・イングリッシュⅣ	1					
保健体育科目	第2	ドイツ語Ⅰ	2	ドイツ語Ⅱ	2					
		フランス語Ⅰ	2	フランス語Ⅱ	2					
単位互換科目	第2	中国語Ⅰ	2	中国語Ⅱ	2					
		〔ロシア語Ⅰ〕	2	〔ロシア語Ⅱ〕	2					
単位互換科目	第2	〔スペイン語Ⅰ〕	2	〔スペイン語Ⅱ〕	2					
		朝鮮語Ⅰ	2	朝鮮語Ⅱ	2					
単位互換科目	第2	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	生涯スポーツ演習Ⅱ	1					
		※生涯スポーツ論	2							
単位互換科目	第2	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目								
		基礎ゼミナール	2	○2年基礎ゼミナール	2	○3年専門ゼミナール	4	○論文ゼミナール	6	
単位互換科目	第2	○会計基礎ゼミナール	2	○2年専門ゼミナール	2			○キャリア研修X	4	
		情報表現技術情報倫理	2					○キャリア研修Y	4	
単位互換科目	第2					キャリア研修A	4	○キャリア研修Z	4	
						キャリア研修C	1	キャリア研修B	2	
単位互換科目	第2					〔商学ゼミナール〕	4	〔経営ゼミナール〕	4	
						〔会計ゼミナール〕	4	〔国際ビジネスゼミナール〕	4	
単位互換科目	第2					〔外書講読A〕	4	〔情報処理入門〕	2	
						〔外書講読B〕	4	〔特別講義D〕	2	
単位互換科目	第2					〔情報システム論〕	2	〔海外交流ゼミナール〕	4	
						〔Eコマースマーケティング〕	2	マーケティング論	2	
単位互換科目	第2	△流通入門	2	消費者行動論	2	地域商業論	2	〔流通産策〕	2	
		△経営入門	2	サービス産業論	2	〔観光産業論〕	2	情報産業論	2	
単位互換科目	第2	△簿記原簿	4	広告コミュニケーション	2	情報社会論	2	〔市場分析論〕	2	
		〔△国際貿易入門〕	4	金融論A	2	〔金融論B〕	2	〔銀行分析論〕	2	
単位互換科目	第2	〔△社会原価計算〕	4	金融機関論	2	証券市場論	2	〔証券と金融〕	2	
				交通経済論	2	証券市場論B	2	〔海運と航空〕	2	
単位互換科目	第2	特別講義A	2	〔交通政策〕	2	〔保険論A〕	2	〔保険論B〕	2	
		特別講義B	2	生活保障論	2	リスクマネジメント論	2	〔商業史概論A〕	2	
単位互換科目	第2			商業史概論B	2	〔日本商業史A〕	2	〔日本商業史B〕	2	
				〔西洋商業史A〕	2	西洋商業史B	2	〔経営管理論〕	2	
単位互換科目	第2			経営学総論	2	経営管理概論	2	経営史概論	2	
				中小企業概論	2	〔中小企業経営論〕	2	ヒューマンリソースマネジメント	2	
単位互換科目	第2			基礎経営財務論	2	〔経営労務論〕	2	国際経営論	2	
				〔比較経営史〕	2	応用経営財務論	2	〔企業行動論〕	2	
単位互換科目	第2			〔国際企業論〕	2	経営組織論	2	〔国際金融論〕	2	
				経営戦略論	2	〔企業戦略論〕	2	工業経営論A	2	
単位互換科目	第2			〔工業経営論B〕	2	経営診断論I	2	〔経営診断論II〕	2	
				オペレーションズリサーチ	2	〔経営シミュレーション〕	2	経営心理学A	2	
単位互換科目	第2			〔経営心理学B〕	2	会計学総論	2	財務会計論	2	
				〔制度会計論〕	2	〔連結会計論〕	2	税務会計論	2	
単位互換科目	第2			〔税務会計論I〕	2	経営分析論I	2	〔経営分析論II〕	2	
				国際会計論I	2	〔国際会計論II〕	2	管理会計論	2	
単位互換科目	第2			〔管理会計論II〕	2	会計情報システム論I	2	会計情報システム論II	2	
				監査概論	2	〔会計士監査論〕	2			
単位互換科目	第2			〔貿易商務論A〕	2	〔貿易商務論B〕	2	〔アジア経済論A〕	2	
				〔アジア経済論B〕	2	〔アメリカ経済論I〕	2	〔ヨーロッパ経済論I〕	2	
単位互換科目	第2			〔世界経済論〕	2	〔国際経済事情〕	2	国際マーケティング論	2	
				〔国際マーケティング論B〕	2	〔貿易政策I〕	2	国際貿易論I	2	
単位互換科目	第2			国際物流論A	2	〔外国為替論〕	2	〔国際金融論I〕	2	
				〔国際金融論II〕	2	ビジネスコミュニケーション実務IA	2	〔ビジネスコミュニケーション実務IB〕	2	
単位互換科目	第2	〔憲法概論〕	2	〔民法I〕	4	〔民法II〕	4	〔民法III〕	4	
		〔刑法〕	4	〔商法I〕	4	〔商法II〕	4	〔行政法〕	4	
単位互換科目	第2	〔経済法〕	4	労働法	4	〔国際法〕	4	〔訴訟法〕	4	
		〔税法〕	4	ミクロ経済学	4	〔経済統計論〕	4	財政学	4	
単位互換科目	第2	マクロ経済学	4	〔経済政策〕	4					
		〔国際経済学〕	4							
単位互換科目	第2	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目								

- (注) (1) 次の単位については、卒業に必要な専門教育科目中の選択科目の単位数(52単位)に振り替えることができる。
・選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位。
・自由履修単位の中の関連教育科目について8単位を限度とする単位。
- (2) 卒業に必要な単位数(124単位以上)のうち、32単位に限って昼間部(商学部)での履修を認める。
なお、履修できる科目は商学部教授会が適当と認める科目に限る。ただし、会計専門職プログラムの学生は、本規程にかかわらず、卒業に必要な単位数(124単位以上)のうち、60単位に限って昼間部(商学部)での履修を認める。
- (3) ○印の科目は、会計専門職プログラムの学生が履修することができる。
- (4) []内は今年度休講。

平成23年度入学生（11台）

5 商学部第二部（商学科）の学生は、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学	計20単位以上	} 総計124単位以上
		社会科学		
		自然科学		
		総合科目		
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語	8単位以上	
		第2外国語	4単位以上	
		保健体育科目	3単位以上	
	単位互換科目			
(2)専門教育科目	選択必修科目	8単位以上	} 計60単位以上	
	選 択 科 目	52単位以上		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計29単位以上		
	専門教育科目			
	関連教育科目			

- (注) 1. 選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位については選択科目に振り替えることができる。
2. 関連教育科目については、8単位を限度として専門教育科目の中の選択科目に振り替えることができる。
3. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目の中から4単位以上を修得しなければならない。
4. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
5. 単位互換科目の修得単位は、自由履修単位に算入する。

平成23年度入学生 (11台)

商学部第二部 商学科

※印は必修
△印は選択必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学研究A	2	宗教学研究B	2
	東洋史A	2	東洋史B	2	日本通史A	2	日本通史B	2	
	外国史A	2	外国史B	2	西本洋文A	2	西本洋文B	2	
社会科学	政治学A	2	政治学B	2	日本国憲法A	2	法律学概論B	2	
	経済学A	2	経済学B	2	政治学概論A	2	政治学概論B	2	
自然科学	文化人類学A	2	文化人類学B	2	社会学原論A	2	社会学原論B	2	
	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理学入門	2	
総合科目	[基礎的情報学] 2 商学部の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める授業科目								
科目	第1	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
外国語科目	第2	※フレッシュマン・イングリッシュI	1	※インターメディア・イングリッシュI	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュII	1	※インターメディア・イングリッシュII	1				
保健体育科目	第2	※フレッシュマン・イングリッシュIII	1	※インターメディア・イングリッシュIII	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュIV	1	※インターメディア・イングリッシュIV	1				
単位互換科目	第2	ドイツ語I	2	ドイツ語II	2				
		フランス語I	2	フランス語II	2				
専門教育科目	第2	[ロシア語I]	2	[ロシア語II]	2				
		[スペイン語I]	2	[スペイン語II]	2				
単位互換科目	第2	※生涯スポーツ演習I	1	生涯スポーツ演習II	1				
		※生涯スポーツ論	2						
単位互換科目	第2	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち商学部教授会が適当と認める科目							
		基礎ゼミナール	2			キャリア研修A	4	キャリア研修B	2
単位互換科目	第2	情報表現技術	2			キャリア研修C	1		
						[商学ゼミナール]	4	[経営ゼミナール]	4
単位互換科目	第2					[会計ゼミナール]	4	[国際ビジネスゼミナール]	4
						[特別講義A]	4	情報処理入門	2
単位互換科目	第2					マルチメディア概論	2	情報処理論	2
								情報システム論	2
単位互換科目	第2	△流通入門	2	[外書講読A]	4	[外書講読B]	4	情報処理論	2
		△金融入門	2	情報処理基礎	2	[特別講義A]	4	情報システム論	2
単位互換科目	第2	△経営入門	2	特別講義C	2				
		[△簿記入門I]	2	海外交流ゼミナール	4				
単位互換科目	第2	[△簿記入門II]	2			[Eコマースマーケティング]	2	マーケティング論	2
		[△国際貿易入門]	2			消費者行動論	2	地域商業論	2
単位互換科目	第2					サービス産業論	2	観光産業論	2
						広告コミュニケーション	2	情報社会学論	2
単位互換科目	第2					金融論A	2	情報社会学論B	2
						金融機関論	2	[金融論B]	2
単位互換科目	第2					交通経済論	2	証券市場論	2
						[交通政策]	2	交通経済論B	2
単位互換科目	第2					生活保障論	2	証券市場論B	2
						商業史概論B	2	交通経済論C	2
単位互換科目	第2					[西洋商業史A]	2	保険論	2
						経営学総論	2	リスクマネジメント論	2
単位互換科目	第2					中小企業概論	2	[日本商業史A]	2
						[比較経営史]	2	西洋商業史B	2
単位互換科目	第2					基礎経営財務論	2	西洋商業史C	2
						[国際企業論]	2	経営管理概論	2
単位互換科目	第2					経営戦略論	2	経営管理概論B	2
						[工業経営論B]	2	[中小企業経営論]	2
単位互換科目	第2					オペレーションズリサーチ	2	[経営労務論]	2
						[経営心理学B]	2	応用経営財務論	2
単位互換科目	第2					会計学総論	2	[国際企業論]	2
						[会社簿記II]	2	経営戦略論B	2
単位互換科目	第2					[制度会計論]	2	[企業行動論]	2
						[税務会計論II]	2	[企業戦略論]	2
単位互換科目	第2					[原価管理論I]	2	[工業経営論I]	2
						[国際会計論II]	2	経営診断論I	2
単位互換科目	第2					管理会計論I	2	経営診断論II	2
						会計情報システム論II	2	[経営シミュレーション]	2
単位互換科目	第2					[貿易商務論A]	2	財務会計論	2
						[アジア経済論B]	2	原価計算論I	2
単位互換科目	第2					[世界経済論]	2	[連結会計論]	2
						[国際マーケティング論B]	2	経営分析論I	2
単位互換科目	第2					国際物流論	2	[経営分論II]	2
						[国際金融論II]	2	[原価管理論II]	2
単位互換科目	第2							[予算管理論I]	2
								[管理会計論II]	2
単位互換科目	第2							会計情報システム論I	2
								監査概論	2
単位互換科目	第2							[会計士監査論]	2
								[アジア経済論A]	2
単位互換科目	第2							[ヨーロッパ経済論I]	2
								国際マーケティング論A	2
単位互換科目	第2							[国際経済事情]	2
								[貿易政策I]	2
単位互換科目	第2							国際貿易論I	2
								[外国為替論]	2
単位互換科目	第2							国際金融論I	2
								[国際金融論II]	2
単位互換科目	第2							ビジネスコミュニケーション実習I	2
								[ビジネスコミュニケーション実習II]	2
単位互換科目	第2							[民法III]	4
								[行政法]	4
単位互換科目	第2							[民法II]	4
								[行法]	4
単位互換科目	第2							[民法I]	4
								[訴訟法]	4
単位互換科目	第2							[労働法]	4
								[国際法]	4
単位互換科目	第2							[経済統計論]	4
								財政学	4
単位互換科目	第2								

(注) (1) 次の単位については、卒業に必要な専門教育科目の中の選択科目の単位数(52単位)に振り替えることができる。
 ・選択必修科目を8単位以上修得した場合、8単位を超えた単位。
 ・自由履修単位の中の関連教育科目について8単位を限度とする単位。
 (2) 卒業に必要な単位数(124単位以上)の内、32単位に限って昼間部(商学部)での履修を認める。ただし履修できる科目は商学部教授会が適当と認める科目に限る。
 (3) []内は今年度休講。

令和2年度入学生(20台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成31年度入学生 (19台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含

め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成30年度入学生 (18台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科

目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は

20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成29年度入学生 (17台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
- (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、

3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

(1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

(2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成28年度入学生 (16台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。

ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、2年以上在学し、次の各号に定める授業科目の単位を修得していなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

第6条の2 法学部法律学科の学生は、法律特修プログラムを履修することができる。

2 法律特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。法律特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

VI. 諸 規 程

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。

この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。

ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ、教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合。
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く）について、登録の変更、追加、削除をする場合。

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は、年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取止めることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成27年度入学生 (15台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第1号又は第6条の4第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第2号・3号又は第6条の4第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第4号又は第6条の4第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この条において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科

目について64単位以上。

- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の5 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。
- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
 - (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
 - (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の6 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については14単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。
 - (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列

科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の7 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単

位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

(1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

(2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の4、工学部は第5条と第6条の5、薬学部は第5条と第6条の7）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成26年度入学生 (14台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次38単位、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が118単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超え

てはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第1号又は第6条の4第2項第1号に該当する者は46単位まで履修することができる。

- (2) 物理科学科、化学科及び地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各54単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の4第1項第2号・3号・4号又は第6条の4第2項第2号・3号・4号に該当する者は54単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として50単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次35単位、第4年次36単位、第5年次36単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この条において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次必修科目11単位並びに第2年次科目8単位を含む24単位以上。
- (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は第2年次までの選択必修実験科目の10単位以上を含み、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (4) 地球圏科学科の学生は、第2年次までの全実験科目8単位を含み、共通教育科目及び専門教育科目について70単位以上。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の単位を修得していなければ、以下の第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科応用数学コースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目25単位、第3年次の選択必修科目16単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。ただし、選択必修科目16単位のなかには、第2群科目6単位以上を含まなければならない。

社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目27単位、第3年次の選択必修科目12単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目、物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は第3年次までの選択必修実験科目の12単位以上、第3年次の必修とする系別全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(4) 地球圏科学科の学生は、選択必修とする実験科目（A・B・C群のいずれかの科目群）の8単位及び第3年次までの外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

第6条の5 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科、社会デザイン工学科は20単位まで、建築学科は18単位までとする。

第6条の6 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については14単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の7 薬学部の学生は、第1年次から第5年次のそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より10単位、第1外国語より2単位、単位互換科目を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次科目より17単位以上、合計35単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、合計18単位以上の修得を以って足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、外国語科目より第1外国語6単位、単位互換科目を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、計48単位以上、合計74単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計26単位以上の修得を以って足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、計74単位以上、合計102単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、計99単位以上、合計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、5年次科目34単位、計133単位以上、合計161単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の4、工学部は第5条と第6条の5、薬学部は第5条と第6条の7）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成25年度入学生 (13台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次38単位、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が118単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超え

てはならない。ただし、学科履修規程第6条の3第1項第1号又は第6条の3第2項第1号に該当する者は46単位まで履修することができる。

- (2) 物理科学科、化学科及び地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各54単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の3第1項第2号・3号・4号又は第6条の3第2項第2号・3号・4号に該当する者は54単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として50単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次35単位、第4年次36単位、第5年次36単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次必修科目11単位並びに第2年次科目8単位を含む24単位以上。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は第2年次までの選択必修実験科目の10単位以上を含み、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、第2年次までの全実験科目8単位を含み、共通教育科目及び専門教育科目について70単位以上。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の単位を修得していなければ、以下の第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科応用数学コースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目25単位、第3年次の選択必修科目16単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。ただし、選択必修科目16単位のなかには、第2群科目6単位以上を含まなければならない。

社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目27単位、第3年次の選択必修科目12単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をす

ることはできない。

- (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目、物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は第3年次までの選択必修実験科目の12単位以上、第3年次の必修とする系別全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、選択必修とする実験科目（A・B・C群のいずれかの科目群）の8単位及び第3年次までの外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

第6条の4 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科は20単位まで、建築学科は18単位までとする。

第6条の5 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については14単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次

の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の6 薬学部の学生は、第1年次から第5年次のそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より10単位、第1外国語より2単位、単位互換科目を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次科目より17単位以上、合計35単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、合計18単位以上の修得を以って足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、外国語科目より第1外国語6単位、単位互換科目を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、計48単位以上、合計74単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計26単位以上の修得を以って足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、計74単位以上、合計102単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、計99単位以上、合計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位、単位互換科目を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目17単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目25単位以上、5年次科目34単位、計133単位以上、合計161単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。
受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の3、工学部は第5条と第6条の4、薬学部は第5条と第6条の6）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成24年度入学生 (12台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次38単位、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が118単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超え

VI. 諸 規 程

てはならない。ただし、学科履修規程第6条の3第1項第1号又は第6条の3第2項第1号に該当する者は46単位まで履修することができる。

(2) 物理科学科、化学科及び地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各54単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の3第1項第2号・3号・4号又は第6条の3第2項第2号・3号・4号に該当する者は54単位まで履修することができる。

7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として50単位を超えてはならない。

8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。

9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次55単位、第2年次55単位、第3年次31単位、第4年次33単位、第5年次36単位、第6年次37単位を超えてはならない。

10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。

11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の時間制の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における時間制の専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次必修科目11単位並びに第2年次科目8単位を含む24単位以上。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科において、化学コースの学生は第2年次までの選択必修実験科目の10単位以上を含み、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(4) 地球圏科学科の学生は、第2年次までの全実験科目8単位を含み、共通教育科目及び専門教育科目について70単位以上。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の単位を修得していなければ、以下の第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科応用数学コースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目25単位、第3年次の選択必修科目16単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。ただし、選択必修科目16単位のなかには、第2群科目6単位以上を含まなければならない。

社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目27単位、第3年次の選択必修科目12単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をす

ることはできない。

- (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目、物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は第3年次までの選択必修実験科目の12単位以上、第3年次の必修とする系別全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、選択必修とする実験科目（A・B・C群のいずれかの科目群）の8単位及び第3年次までの外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

第6条の4 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科は20単位まで、建築学科は18単位までとする。

第6条の5 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、基礎教育科目については8単位、専門教育科目6単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。

ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得してい

なければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。

- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の6 薬学部の学生は、第1年次から第5年次のそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より10単位、第1外国語より2単位を含んで計18単位以上、専門教育科目について、1年次科目より24単位以上、合計42単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、合計18単位以上の修得を以って足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、外国語科目より第1外国語6単位を含んで計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、計55単位以上、合計81単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計26単位以上の修得を以って足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目21単位以上、計76単位以上、合計104単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目21単位以上、4年次科目22単位以上、計98単位以上、合計126単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目21単位以上、4年次科目22単位以上、5年次科目34単位、計132単位以上、合計160単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）

- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。
受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の3、工学部は第5条と第6条の4、薬学部は第5条と第6条の6）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成23年度入学生 (11台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次38単位、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が78単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が118単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における合格科目の単位数が41単位に不足する場合、さらにその不足単位数に相当する科目を8単位を限度に登録することができる。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の2第1項第1号又は第6条の2第2項第1号に該当する者は46単位まで履修することができる。
- (2) 物理科学科、化学科及び地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各54単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の2第1項第2号・3号・4号又は第6条の2第2項第2号・3号・4号に該当する者は54単位まで履修することができる。

7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として50単位を超えてはならない。

8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。

9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次55単位、第2年次55単位、第3年次31単位、第4年次33単位、第5年次36単位、第6年次37単位を超えてはならない。

10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。

11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の時間制の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における時間制の専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級

又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、次に掲げる科目の単位を修得していなければ、以下の特定科目の登録を行うことはできない。

(1) ドイツ語学科の学科履修における条件

「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」及び各講読(3・4年次科目)を履修する者は、1年次の「ドイツ語ⅠA」(2単位)及び「ドイツ語ⅠB」(2単位)を修得していなければならない。

第6条の2 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次必修科目11単位並びに第2年次科目8単位を含む24単位以上。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科において、化学コースの学生は第2年次までの選択必修実験科目の10単位以上を含み、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(4) 地球圏科学科の学生は、第2年次までの全実験科目8単位を含み、共通教育科目及び専門教育科目について70単位以上。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の単位を修得していなければ、以下の第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(1) 応用数学科応用数学コースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目25単位、第3年次の選択必修科目16単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。ただし、選択必修科目16単位のなかには、第2群科目6単位以上を含まなければならない。

社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修専門教育科目27単位、第3年次の選択必修科目12単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目、物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は第3年次までの選択必修実験科目の12単位以上、第3年次の必修とする系別全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を、また、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は第3年次までの必修とする全実験科目の単位及び外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

(4) 地球圏科学科の学生は、選択必修とする実験科目(A・B・C群のいずれかの科目群)の8単位及び第3年次までの外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の卒業論文の登録をすることはできない。

第6条の3 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科は20単位まで、建築学科は18単位までとする。

第6条の4 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、基礎教育科目については8単位、専門教育科目6単位、合計49単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。

ただし、47単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より8単位以上、必修の自然科学科目2単位、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目14単位、専門教育科目9単位、合計39単位以上を修得していなければ第2年次に進級できない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より12単位以上、自然科学より必修科目を含め4単位、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目について、1年次科目14単位、2年次科目8単位、計22単位、専門教育科目について、1年次科目9単位、2年次科目26単位、計35単位、合計81単位以上を修得していなければ第3年次に進級できない。
- (3) 第3年次前期においては、3年次前期に開講する必修の専門基礎科目4単位、専門教育科目12単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。
- (4) 第3年次後期においては、共通教育科目について、総合教養科目として必修科目を含んで16単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目について、1年次科目14単位、2年次科目8単位、3年次科目4単位、計26単位、専門教育科目について、1年次科目9単位、2年次科目26単位、3年次科目26単位、計61単位、合計111単位以上を修得していなければ第4年次に進級できない。

第6条の5 薬学部の学生は、第1年次から第5年次のそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より10単位、第1外国語より2単位を含んで計18単位以上、専門教育科目について、1年次科目より24単位以上、合計42単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、合計18単位以上の修得を以って足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、外国語科目より第1外国語6単位を含んで計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、計55単位以上、合計81単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計26単位以上の修得を以って足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目21単位以上、計76単位以上、合計104単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科

目21単位以上、4年次科目22単位以上、計98単位以上、合計126単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目より12単位、第1外国語8単位を含んで計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目24単位以上、2年次科目31単位以上、3年次科目21単位以上、4年次科目22単位以上、5年次科目34単位、計132単位以上、合計160単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、合計28単位以上の修得を以って足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取消す。

受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の2、工学部は第5条と第6条の3、薬学部は第5条と第6条の5）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。